

製造現場環境改善事業助成金取扱要領

1. 助成金の趣旨

事業者の人材確保や生産性の向上を促進するため、事業者が実施する製造現場の設備投資や改修等を支援するものです。

2. 助成対象

対象事業	対象者	要件
製造現場の気温対策設備の整備又は粉じん対策設備の整備	製造業者	1 中小企業者であること。 2 市内において自己の用に供する設備への投資であること。 3 工場の製造現場の気温対策設備の整備にあつては、冷暖房設備であること。 4 工場の製造現場の粉じん対策にあつては、換気装置又は空気清浄機であること。 5 投資額の合計が10万円以上であること。 6 市税を完納していること（住民票を市内に有していない個人事業主については、市税を課税され、完納していること）。 7 みなし同一事業者間での事業でないこと。

※ 事業者とは、会社法上の会社及び営利を目的とし税務署長に開業届出書を提出している個人事業主をいう。

※ 中小企業者とは、中小企業基本法上の中小企業者をいう。

※ 国・県等の補助金と併用することはできない。

※ みなし同一事業者とは、代表者及び住所が同じ事業者、主要株主及び住所が同じ事業者並びに資本関係にある事業者をいう。

※ みなし同一事業者間での事業とは、みなし同一事業者からの設備の購入等をいう。

3. 助成内容

助成金の額	限度額	対象経費（全て消費税を含める）
対象経費に100分の20を乗じて得た額以内	1の年につき 50万円	1 設備等購入費 2 工事費 3 その他必要と認める経費

※ 助成金算定額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額を助成金の額とする。

※ 年度毎の限度額の累計は、当該年度の交付申請に対する額の合計とする。

4. 申請期限

認定申請期限	交付申請期限
助成対象事業の着手30日前まで	助成対象事業の完了した日から90日以内 （実質的に当該事業を終えた日及び支払い日のうち、遅い日から90日以内）

5. 助成金の申請手順及び提出書類

手 続	提 出 書 類	
事業計画立案 ↓ 計画認定申請 ↓ 計画認定通知書 受理 ↓ 事業の着手 ↓ 事業の完了 ↓ 助成金の交付申請 ↓ 交付決定通知書 受理 ↓ 助成金請求書提出 ↓ 助成金の交付	認定申請時の提出書類	備 考
	計画認定申請書	【第1号様式】
	事業概要書	【市様式】
	中小企業者チェックシート	【市様式】※法人のみ
	個人事業主チェックシート	【市様式】※個人事業主のみ
	商業登記簿謄本の写し	履歴事項全部証明書、現在事項全部証明書又はこれらに準ずるもの
	当該設備の見積書の写し	左記がない場合は、投資予定金額の分かる書類の写し
	当該設備の図面又はパンフレット	左記がない場合は、設備内容の分かる書類の写し
	会社概要	
	その他	上記書類以外に必要と認めた場合は、追加書類の提出を求める場合がある。
	交付申請時の提出書類	備 考
	助成金交付申請書	【第6号様式】
	事業内容書	【市様式】
	市税等調査承諾書	【市様式】※要代表者印
	交付申請時アンケート調査	【市様式】
	中小企業者チェックシート	【市様式】※法人のみ
	個人事業主チェックシート	【市様式】※個人事業主のみ
	請求書、契約書又は社内支払帳票の写し	左記がない場合は、見積書、社内決裁などの、事業の投資内容を証する書類の写し
	領収書の写し	左記がない場合は、銀行振込確認書や手形の耳の写しなどの、事業の支出を証する書類の写し
	設備の設置写真	原則、一の設備について、次の事項が明確な写真を添付。 (1)設備の全体がわかるもの (2)製造番号等の管理番号がわかるもの ※1枚の写真で、上記(1)(2)が不明瞭な場合は、それぞれの写真を添付すること。
	工場図面	工場のレイアウトが記載され、当該設備の設置又は改修の実施場所が示されており、製造現場にて実施されているものであるとわかるもの
	会社概要	
	その他	上記書類以外に必要と認めた場合は、追加書類の提出を求める場合がある。
	助成金請求時の提出書類	備 考
	請求書	【第13号様式】
	助成金交付決定通知書の写し	

6. 備考

この要領は、春日井市商工業振興条例施行規則（昭和 62 年春日井市規則第 19 号）別表第 3（第 5 条関係）に定める製造現場改善事業助成金の取扱について必要な事項を定めるものとする。

7. 問い合わせ

春日井市産業部企業活動支援課

電話 0568-85-6247

FAX 0568-84-8731

メール kigyo@city.kasugai.lg.jp